

## 倉敷市版生物多様性地域戦略 関連計画

## 1. 倉敷市第6次総合計画&lt;上位計画&gt;

## (1) 倉敷市の目指す将来像

## 自然の恵みと ひとの豊かさで 個性きらめく倉敷

倉敷市民憲章は「私たちは、日本のふるさと瀬戸内海と母なる高梁川にはぐくまれ」で始まりますように、倉敷市は豊かな自然環境を有しています。この環境の中で、先人の皆さんたちの知恵や感性、そして文化が培われてきたものであり、私たちには、この貴重な財産を次の世代に引き継いでいく責任があります。

この“自然の恵み”という言葉には、自然を守っていくこととともに、地球温暖化防止などへの取り組みを進めることで、持続可能な社会をつかっていきたいという思いを込めています。さらには、米、果物、野菜、水産物など、倉敷市には数多くの自然からの恵みがあり、今後も、高品質な農産物、水産物を生み出していけるよう、農林水産業を活性化していくことも、この“自然の恵み”という言葉に込めています。

## (2) めざすまちの姿と施策

分野	めざすまちの姿	施策	市の基本方針(生物多様性の保全と持続可能な利用に関連するものを抜粋)
教育・子育て	子どもたちが自然にふれながら、健やかに育っている	子どもたちが緑や生き物などの自然にふれながら、学べる機会を提供する	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 次世代を担う子どもたちが四季を通して緑や生き物などの自然とふれあう中で、楽しさや喜び、またいのちの大切さを実感できるよう、自然体験活動の機会を充実します。</li> <li>▶ 学校と地域のボランティアや市民団体、事業者等が連携し、子どもの環境教育を効果的に実施するよう努めます。</li> <li>▶ 子どもたちの自然体験活動を支援する指導者やボランティアなどの育成と資質向上を図ります。</li> <li>▶ 子どもたちの自然への興味や関心を高め、自らの学びを支援するため、計画的に施設や設備の充実に努めます。</li> </ul>
文化・産業・都市基盤	世代を超えて受け継がれてきたくらしき文化が大切に継承され、輝いている	くらしき文化の保存・継承と活用を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 歴史的遺産や文化財、地域のお祭りや郷土料理など、世代を超えて受け継がれてきた多様な「くらしき文化」の良さを広く知ってもらうとともに、それらを磨き上げ、世界に輝かせます。</li> <li>▶ 文化財保護意識の普及啓発を図り、市内の文化財について情報収集するとともに、調査成果を広く市民に情報公開します。また、歴史的・学術的・芸術的価値の高いものは、文化財として指定するなど、適切な保存と活用を図り、数ある有形・無形の文化財を後世に引き継ぎます。</li> <li>▶ 郷土の偉人を研究・顕彰するとともに、地域に根ざした文化活動を支援し、地域性豊かな市民文化の振興に努め、絶やすことなく伝え広げます。また、地域固有の文化資源を掘り起こし、伝統に基づくものづくり技術や豊かな感性を活用することなどにより、産業振興、観光振興につなげます。</li> </ul>

分野	めざすまちの姿	施 策	市の基本方針(生物多様性の保全と持続可能な利用に関連するものを抜粋)
生活環境	経済や開発による発展と環境保全のバランスが保たれている	環境保全と地域の社会・経済活動が調和した、持続的に発展する地域づくりを推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 良好な環境を次世代に引き継ぐために、市民や市民公益活動団体、事業者と連携して、地域の環境保全に努めます。</li> <li>➤ 地域住民とともに多様な生態系の保全活動に取り組み、市民が自然にふれあうことのできる場の提供を図ります。</li> <li>➤ まちの緑化を推進し、潤いと安らぎのある生活空間の形成をめざします。</li> <li>➤ 環境を良くすることが経済を発展させ、地域経済が活性化することによって環境も良くなるといった環境と経済の好循環を生み出していくことをめざします。</li> </ul>
保健・医療・福祉	豊かな自然の恵みにより食べ物がおいしく、健全な食生活が実現されている	市民の健全な食生活を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 子どもの頃から豊かな自然の恵みによって得られるという食を大切にする心の育成や、バランスのとれた食生活への改善に向け、家庭や職場、地域など、各々の立場での取り組みが行えるよう働きかけます。</li> </ul>
行財政・市民協働・コミュニティ	ボランティア・NPOなどの市民活動が活発に行われている	ボランティア・NPOなどの自律的かつ公益的な活動を促進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 公益的な事業に取り組むNPOなどの活動基盤の強化に向けての支援や、大学や企業なども含め、市民公益活動団体や個人が、その特性を生かして、まちづくりに参加し、さまざまな活動に取り組むことができるよう、情報共有や連携しやすい環境整備を促進します。</li> <li>➤ ボランティア・NPO活動参加への気運を盛り上げ、きっかけづくりを進めるとともに、活動や交流が促進されるよう情報提供を行います。</li> <li>➤ NPOが自立的に安定して活動を継続できるよう、人材確保と育成のための研修の充実など、組織的な基盤強化に向けて、中間支援組織を主体とした支援の仕組みづくりを進めます。</li> <li>➤ 協働のルールづくりを進め、NPOが主体的にかかわることと合わせて、庁内の協働推進体制を整えることで、ボランティアやNPOなどと行政が共に公共的な役割を担う「支え合いと活気のある社会」の実現をめざします。</li> </ul>

## 2. 倉敷市第2次環境基本計画<上位計画>

### (1) 10年後の倉敷市の望ましい環境像

#### 「自然と人とが共生し未来につなぐ健全で恵み豊かな環境」

基本目標	分野別目標	主要な施策	施策の内容	
環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち	多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを推進します	身近な自然と水辺の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡ 自然環境調査の実施</li> <li>➡ 自然環境に係る情報の整備・充実</li> <li>➡ 地域の自然と生態系ネットワークの保全</li> <li>➡ 地域開発と生物多様性の調和</li> <li>➡ 事業活動における生物多様性への配慮の促進</li> </ul>	
		希少野生生物の生息・生育環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡ 重要地区の保全</li> <li>➡ 希少野生生物の生息・生育環境の保全</li> <li>➡ 生物多様性地域戦略の策定</li> <li>➡ 外来生物対策</li> </ul>	
		自然とのふれあいの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡ 自然とのふれあいの促進</li> <li>➡ 社会貢献活動（自然環境保全活動）の支援</li> </ul>	
	まちの緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します	緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡ まちの緑と市街地周辺の森林・農用地、河川・海浜の緑の保全</li> <li>➡ 個人、法人所有の不要樹木等のリサイクル</li> </ul>	
		緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡ 公共施設の屋上や壁面などの緑化の推進</li> <li>➡ 市民全体の活動支援による住宅地等民有地、工場、事業所、遊休地などの緑化の推進</li> <li>➡ 緑化の基準及び指標となる緑化率の設定</li> </ul>	
		都市公園等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡ 公園緑地等の適正な整備の推進</li> <li>➡ 公園の規模・性格をふまえた、計画的な整備及び適正な管理の実施</li> </ul>	
	市民一人ひとりが、環境意識を持ち行動するまち	環境教育・環境学習を推進し、環境意識をもち行動できる人を増やします	環境学習の機会の提供	➡ 市民への環境学習機会の提供
			環境学習や環境活動を支える人（地域・NPO）の育成	➡ 支援者、指導者の育成
		次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実し、行動できる人を育てます	これからの時代を担う子どもたちの環境教育の充実	➡ 子どもたちへの環境教育の充実

※施策の内容は、倉敷市第2次環境基本計画実施計画及びくらしきネイチャープラン(2011-2020)より抜粋

### 3. 次期生物多様性国家戦略(案)パブリックコメント版<関連計画>

#### (1) わが国における生物多様性の保全と持続可能な利用の目標

##### <長期目標(2050年)>

生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する。

##### <短期目標(2020年)>

生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する。

#### (2) 次期生物多様性国家戦略(案)における国別目標の概要

愛知目標における戦略目標	国別目標	目標年
各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。	「生物多様性の社会における主流化」の達成等	2020年
生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。	自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の減少	2020年
	生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施	2020年
	窒素やリン等による汚染状況の改善、水生生物の保全と生産性の向上等	2020年
	外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進等	2020年
	人為的圧力等の最小化に向けた取組の推進	2015年
生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることで、生物多様性の状況を改善する。	陸域等の17%、海域等の10%の適切な保全・管理	2020年
	絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持等	2020年
生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。	生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の強化	2020年
	劣化した生態系の15%以上の回復等による気候変動の緩和と適応	2020年
	名古屋議定書の締結と国内措置の実施	2015年
参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。	生物多様性国家戦略に基づく施策の推進等	2015年
	伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資金の効果的・効率的な動員	2020年